別紙

令和８年度高齢福祉課（高齢者支援係）会計年度任用職員募集要項

１　職名
代替スタッフ（事務）

２　募集期間
令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１６日（月）まで

３　募集方法
ウェブサイトへ募集記事を掲載します。

４　募集人数
１人

５　選考方法
書類審査・面接
○第一次選考　書類審査
○第二次選考　面接（第一次選考合格者のみ）。令和８年１１月２４日（火）実施予定

６　応募資格
資格・国籍・年齢の要件は設けていません。
（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）
高齢者福祉の相談業務の実務経験のある方。
なお、下記（１）～（４）のいずれかに該当するかたは受験できません。
（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（２）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（４）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に定める労働時間（１日８時間又は週４０時間）を上回ることとなる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に２つ以上兼ねることはできません。

７　職務内容
・養護老人ホーム入所申請受付、入所者対応（措置事務）
・特別養護老人ホーム入所申請受付、待機者対応
・高齢者虐待への対応
・特養、養護入所者に係る成年後見区長申立て審判請求
・介護施設等従事者による高齢者虐待への対応
なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

８　職務系又は職種
事務系

９　雇用期間

令和９年１月１日から令和９年３月２８日まで。

なお、勤務実績を考慮した上で、当該会計年度内において任期を更新する場合があります。また、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10　勤務日及び休日

勤務日

月曜日から金曜日の５日間

休日

土曜日、日曜日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）及び祝日。ただし、あらかじめ高齢者向け行事等で土曜日、日曜日に勤務を割り振られた場合を除きます。

11　勤務時間

１日の勤務時間　６時間（実働）

午前９時から午後４時まで

（正午から午後１時までの休憩１時間を含む。なお、休憩時間は勤務状況等により前後する場合があります。）

12　勤務場所

目黒区総合庁舎本館２階

高齢福祉課高齢者支援係

※敷地内禁煙（目黒区総合庁舎は屋外喫煙所１か所あり）

13　報酬額等

月額約２２２，３１６円（地域手当相当額を含む。）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末勤勉手当等を支給します（期末勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月１５日です。ただし、１５日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14　服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15　休暇等

年次有給休暇は４日です。勤務日単位または時間単位で取得できます。

この他に、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

16　災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

17　社会保険及び雇用保険の適用

厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

（１）加入する健康保険

東京都職員共済組合

（２）任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き１年以上組合員である必要があります。（任用期間が４月１日から翌年３月３１日までの１年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が１年を超える必要があります。）

18　被服貸与

職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

19　その他

目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

20　応募方法

（１）提出書類

履歴書（６月以内の撮影写真添付）

・自筆又はパソコン等で入力・印刷したもの、どちらでも可

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

（２）提出期限

令和８年１１月１６日（月曜日）（必着）

（３）提出方法

封筒に「高齢福祉課代替スタッフ（高齢者支援係）」と明記し、履歴書を高齢福祉課高齢者支援係へ郵送又は持参してください。

21　郵送先・問い合わせ先

郵便番号１５３－８５７３

目黒区上目黒二丁目１９番１５号

目黒区健康福祉部高齢福祉課高齢者支援係

電話番号　０３－５７２２－９３５２（直通）

受付時間　月曜日から金曜日　午前８時３０分から午後５時００分まで

以　　上